

様式第 10 号記入要領

(業務管理体制の整備に関して届け出る場合)

全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開に応じ関係行政機関に届け出る必要がありますので、この様式を用いて静岡県へ届け出てください。(静岡県以外の届出先行政機関によっては、若干様式が異なる場合があります。)

- 「※受付番号」欄
記入不要です。
- 届出者の住所、氏名
事業者の住所、事業者の名称、代表者氏名は、登記内容と一致させ、法人の代表者印を押印してください。
- 「※事業者(法人)番号」欄
今回送付した通知文の5に示した「事業者(法人)番号」を記入してください。(様式裏面の備考1に「※印の欄には、記入しないこと」とありますが、今回は記入してください。)
- 1「届出の内容」欄
今回は、「業務管理体制の整備に関する事項」を届け出るので、「(1)法第 115 条の 32 第 2 項関係(整備)」に○を付けてください。
- 2「事業者」欄
 - ① 事業者の「名称」「住所」「法人の種別」「代表者の職名」「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。
 - ② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。
- 3「事業所名称等及び所在地」欄
 - ① 介護予防及び介護予防支援事業所を含み、みなし事業所を除いた事業所等を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。
 - ② みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所をいいます。
なお、保険医療機関等が現在通常の通所リハビリテーションの指定を受けている場合、当該指定の有効期間の満了日の翌日からみなし指定に切り替わることとなるため、今回の業務管理体制の届出に係る事業所に含めません。
 - ③ この様式に書ききれない場合は、事業所名称等及び所在地の分かる資料を添付していただいても差し支えありません。

添付資料は、A4様式により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計 ○○カ所」と記入してください。

● 4「介護保険法施行規則第140条の40第1項第2号から第4号に基づく届出事項」欄

- ① 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制については、次の表を参考に、該当する番号全てに○を付けてください。

第2号 法令遵守責任者の氏名(フリガナ)及び生年月日

第3号 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要

第4号 業務執行の状況の監査の方法の概要

	事業所等の数		
	20未満	20以上100未満	100以上
第2号	○	○	○
第3号	×	○	○
第4号	×	×	○

- ② 第2号については、その氏名(フリガナ)及び生年月日を記入してください。
- ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。
- 添付資料については、下記「参考」に御留意ください。

「参考」

法令遵守規程(業務が法令に適合することを確保するための規程)について

法令遵守規程には、事業者の従業員に少なくとも法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しなくても差し支えありません。

業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員会)が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確認する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって介護保険法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査の年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望まれます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出てください。

- 5「区分変更」欄
今回は、記入の必要はありません。